

議案第63号

阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成24年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第2条第20項」を「第2条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 町長は、あらかじめ保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1)～(7) (略) (8) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画 (9) (略)	(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 町長は、あらかじめ保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1)～(7) (略) (8) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画 (9) (略)	

議案第 63 号 説明資料

【主な改正の理由】

産業競争力強化法の改正に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

第 3 条第 8 号中「第 2 条第 20 項」を「第 2 条第 21 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 22 項」に改めるもの。

【施行期日】

公布の日から